二四〇歩一畝制の成立について

——商鞅變法の一側面——

米田賢次郎

一

古代中國において、公定地積が一〇〇歩一畝制から、二四〇歩一畝制に切り變わったことは、周知の事實である。その時期は、

武帝末年。悔征伐之事。迺封丞相爲富民侯。（中略）其耕耘下種。田器皆有便巧。率十二夫爲田。一井一屋。故晦五頃。用耦犂。二牛三人。（漢書卷二四　食貨志）

という文に對し、魏の鄧展が、

九夫爲井。三夫爲屋。夫百晦。於古爲十二頃。古百步爲晦。漢時二百四十步爲晦。古千二百晦。則得今五頃。

と注していることから見てもわかるように、武帝の末年までには、二四〇歩一畝が公定地積になっていたことが明らかである。この代田法の推進者が前漢の高級經濟官僚である搜粟都尉の趙過であるから、代田法のプランは當時の公定地積を基準にしていたのも當然のことである。[1]

ところで、單位面積が一割乃至二割程度に增加するというのならば別として、このように一擧に二・四倍という大幅な地積改正は、背後の事情の變化を想定せずには考えられないことであり、また地積だけが、單獨に改正されたとみるのも

不自然であり、この地積の改正の背後には、必らずや農業事情の變化、或は他の制度の變革がなければならない。從ってこの改正を何時と見るかは、古代史の重要問題の一つで、從來から先學によって種々と論議されているが、史料が少なく、かつ斷片的であるため、必らずしも充分な說得力のある議論が展開されていないように思われる。私もこの問題について久しい間、色々と考えてきたが、最近に至って、「二四〇歩一畝制は商鞅改革の一翼を荷ったもの」という結論を持つに至った。すでに別稿にも豫約したことでもあり、[2] この機會に先學諸兄の研究成果のあとにつづいて卑見を開陳して先學諸兄の御示教を念願するものである。

二

二四〇歩一畝制が何時成立したか（嚴密に言えば何時公式に認定されたか）、ということに對する諸見解を大別すれば大體、

(1) 秦（特に商鞅の時）の新制とするもの。
(2) 漢の武帝の頃とするもの。
(3) 漢の景帝の時とするもの。

の三種にわけられる。以下この三說について簡單に紹介批判しておきたい。

秦（商鞅）說　この說は次の史料からもわかるように、中國で古くからとなえられていた說であるが、その主たるものは、

(1) 許愼　六尺爲步。步百爲晦。秦田二百四十步爲晦。（說文解字晦の條　堀葉山房藏版による）
(2) 顧野王　秦孝公以二百三十步爲畝。（事物紀原卷九　田畝）
(3) 杜佑　周制步百爲畝。畝百給一夫（卽一頃也）。商鞅佐秦。以一夫力餘。地利不盡。於是改制二百四十步爲畝。百畝給一夫矣。（通典卷一七四　州郡）

以上より見ると、二四〇歩一畝の新畝制が秦の制度である、という說はすでに後漢から行なわれ（段氏說による）、唐にもつづいていた事が明らかである。顧野王、杜佑は商鞅をさしており（顧野王の二百三十歩は四十歩の間違であろう）、許愼は商鞅の改正とはいっていないが、秦代といえば最大の改革者である商鞅の名が第一にあげられるから、「商鞅に始まる」[3]というのが、中國における古くからの說といってよいであろう。

我國においては—特に近人では—、不思議に秦代（商鞅）說を採用する人が少なく、木村正雄氏、及び可能說の天野元之助氏があげられるのみである。まず木村氏の說を紹介しよう。[4]

(4)木村說。氏は、

以上を要約すれば、商鞅は先ず中央集權的郡縣制を徹底させ、富國強兵を圖らんが爲に邑制兵制を再編して「什伍」の組織を作り、それを單位として連坐法、告姦法を以って法令を徹底せしめ、其と共に度田の單位を改めて六尺とし、二百四十歩を一畝とし、百畝を以って田土を區劃し、更に什伍に相應じて督農增產のために十家五家の耕作團體を作った。その時一家の田が百畝で耕作組合の單位が千畝（片側五百畝）であったところから阡陌の制といわれたという事が出來る。

と述べられている。

氏が商鞅の變法、卽ち「開阡陌」を新らしい田制の創立とみなし、更にこの變法中において單に田制をのみ獨立して考えず、軍制・邑制との聯關において把握し、三者共に「什伍制」を基礎として組立てられた制度である、と指摘したのは、當時において驚くべき卓見で、全く同感である。しかし二四〇歩一畝制の成立という觀點からすると、なお不滿の殘る點がないでもない。まず「二四〇歩」という數字が如何なる理由によって採用されたか、全然說明されていないことである。單に地積を擴大する必要があったというだけならば、從來の舊畝制との關係から見れば、一五〇歩、二〇〇歩、二五〇歩、三〇〇歩等の數字を採用した方が計算の上からでも、田制實施の上からも、便利であったのであるまいか。もっ

とも「一歩六尺」であるから、六の倍數を採用したとも想像できるが、それでも一二〇歩、一八〇歩、三〇〇歩などが採用可能であり、特に一八〇歩一畝制をとれば六の倍數という點からは更に適當である。にもかかわらず、その中から二四〇歩一畝制を採ったのは何等かの理由がなくてはならない筈である。つぎは六尺一歩制が商鞅の創始という點である。氏が商鞅創始の史料としてあげている、裴駰の史記集解（商鞅列傳に引用）に見える劉向の新序に、

今衞鞅內刻刀鋸之刑。外深鉄鉞之誅。步過六尺者有罰。

は、當時「一歩は六尺である」ということを示す以上のものでなく、この制度が商鞅の創始であるという史料にはならない。むしろ逆に史料の上からは、

六尺爲步。步百爲晦。晦百爲夫。夫三爲屋。屋三爲井。（司馬法）

管子司馬法。皆云六尺爲步。（史記卷六　始皇本紀二六年　司馬貞索隱）

の如く、反對に東方齊國から發したものともみられる上に、商鞅の時までにはまがりなりにも、長い周の統一時代があったわけで、そこには當然公定の尺度がなければならないが、周の尺度に關しては、禮記王制に、

古者。以周尺八尺爲步。今以周尺六尺四寸爲步。

とある以外は、周制六尺一歩を類推させる史料で、六尺一歩は周の制度とすべきであろう。[5] さらには舊畝制から新畝制への移行は、二・四倍の大幅な增大である。それは增產奬勵のためとするならば、餘りにも飛躍的な增加でありすぎる。前述の如く、一畝（＝一頃）の大幅な變化は、一家の適正規模[6]の變化を前提にしなければ、理解しがたい。

以上が商鞅新畝制說の主たるものであるが、天野氏の說は、論述の都合上後に述べることにして、次いで漢の武帝創始說を檢討してみよう。

(1) 加藤說。加藤繁氏[7]は、

漢の武帝の時、百歩を畝とするの制を改めて二百四十歩を畝とすることとしたが、この時は土地私有の時代で、民は

その所有地の大小即ち畝數の多寡に依って租稅を納めたから、民の負擔を輕減する手段としての畝の大きさを增したのであって、云々、

と述べている。氏は、

先帝哀憐百姓之愁苦。衣食不足。制田二百四十步而一畝。率三十而稅一。惰民不務田作。飢寒及己。固其理也。（鹽鐵論　未通一五）

にそのまま依られたものであるが、畝の改正を稅の負擔の輕減とみられたのは、大きな影響を與えた指摘である。加藤氏の說を受けて、更に一步論議をすすめられたのは、宇都宮清吉氏[8]である。

(2)宇都宮說。氏は、許愼は「秦田二百四十步爲畮」といっているが、「鹽鐵論はほとんど、武帝の同時代人の言論で、非常に生々しいものだから、その記事は簡單には否定できぬものである」という前提にたち、二四〇步一畝制は民間の習慣であったものを、法制上の制度として承認したにすぎないであろう、というスワン女史の見解を受けて、

さて、一畝二四〇步制は、武帝以前の文帝・景帝時代には、まだ法制的には、承認されなかったが、事實上は田租を半額にする命令が二度ばかりでている。ただその持續のことは不明である。田租の半減は、一畝二四〇步制の公法的承認に近い效果を持ったであろう。このような傾向がすでに存在したので、武帝は卽位と同時にか、或いは間もなく、民間の習慣としての、一畝二四〇步制を承認して法則化したものと考えられる。私はこの理由によって、漢代の一畝二四〇の步制は、武帝初年に實行されたものと推定したい。

右の氏の說の意義は、二四〇步一畝制の成立が、現實の地積の認定であって、單に机上で作成されたものでないことを主張した點である。兩稅法にしろ、また一條鞭法にしろ、大きな經濟制度の變改には、これに先立って、民間においてこれに近い實態がみられるのが普通である。この意味で、もし武帝の時に二四〇步一畝制が制度化したのならば、景帝頃にその實態が當然習慣化していた、と見做したことは注目すべきである。しかし氏の說にも疑問の點が殘る。第一は武帝の初期

は、「穀物は倉庫に入りきらず野積みされ、錢は繩が切れて計算できない」[9]といわれる程財政の豊かな時期であったから、減稅の條件も具備していたが、其の後の武帝時代の財政狀況を考えると、增稅復活の可能性十分で、この制度の維持は甚だ疑問といわねばならない。第二は、この新畝制の成立が減稅を意味するならば、史記・漢書には當然記載されている筈で、武帝本紀は勿論のこと、これに參畫した人々の列傳の中にも記載が發見されて當然であろう。しかるに史記・漢書中には全然新畝制成立に關する記事が發見されない。鹽鐵論以上に信賴される漢書中に、この記載の檢索し得ないことは、鹽鐵論の史料的價値を低下せしめるものであろう。この點を考慮されたのが、次の濱口重國氏の說である。氏は、關聯記事が史記・漢書に發見されないことと、更に武帝の世に儒教を國教と定めながら、一百步一畝制という古制を廢止して、秦制だとも言われる二四〇步一畝制を採用した點を疑問とし、次のような見解を述べられた。

(3)濱口說。[10]氏は、

> 則ち武帝の代に、天下の土地を當時の標準尺で丈量してみたところ、二四〇步を一畝としているものが概ねであったのであろう、そこで武帝は天下に布告して、古制は一百步一畝制であったが、本朝では今後二百四十步一畝制を採用することにする、從って田租の輕きこと古制の比でない。といって善政を誇示したまでのことであり、武帝の前後において民間の實際の地積には變化がなかったことを推定したいのである。

と述べられた。濱口氏が武帝の前後において民間の實際の地積に變化がなかったと推定し、武帝は單に善政を誇示したにすぎないものと、鹽鐵論の虛構性を指摘したのは重大な見解であるが、全國を丈量することは、非常な大事業であって、測量に關する記事が、漢書の中に見られて然るべきであるまいか。[11]この點を批判して、[12]新らしい說を出されたのは天野元之助氏である。[13]

(4)天野說。氏は、

> 此の二・四倍にも達する重大な畝制の改正—それは財政收入に大きく影響する—については『史記』・『漢書』とも、

これになんら觸れるところがない。おもうに、二四〇歩なる數値が、六の倍數といった點から、秦制となんらかの關連をもたせたかも知れないが、一〇〇歩という「畝」が二四〇歩に變化するには、農業技術上の問題、それは牛犁耕とふかい關係をもったろうし、—私はこの際、ヨーロッパの Plough-acrer を考えている—その點から顧みれば、秦時まで引上げる可能性も存し、（中略）牛犁耕の擴大・優勢化を通じて、二四〇歩一畝制が適正なものとして、かの鹽鐵論に記錄された御史の言の如く、漢の「先帝」時に制度化せられ、（中略）そして土地の升科時に二四〇歩一畝の計算で「田簿」（地籍簿）に載せ、田租の徵收をやったものとみるのが穩當かも知れない。

とし、更に二四〇歩制が適用されたのは、當時の開墾地で、既有の課稅地の地積は、そのまま舊畝制が保存されたものであろう、と推定された。氏の說は、先帝を明示していない點、また前述した如く、開墾地にのみ適用したにしても、關聯記事があるべきだと思われる點に、問題が殘るが、それは第二次、三次的な問題で、新畝の成立を農業技術、特に牛耕犁の普及と結びつけられたのは、氏ならではの達見である。

以上の諸論文は、他のテーマに關聯して、新畝制に言及されたものであるが、この問題と正面から取組まれたのが伊藤德男氏である。伊藤氏は、[14]

まず私は三〇分の一稅の制定年次を考察し、景帝二年と論定した。それを基礎にして『鹽鐵論』未通篇の記事を吟味した結果、二四〇歩制の法制化は景帝二年以外にありえないことを推論し、次には逆に景帝二年における同時改制を成立させるための條件を求めた。（中略）同時改制にみとめられる意義としては、(1)改制は現實の地積の變更を要求したものでなく、稅制上課稅基準としての畝制を二四〇歩一畝と定めることによって、畝數と田租との關係を公平化したこと。(2)改制によって一〇〇歩制の土地の田租は半減された。それによって一部小農民の困窮化がいく分緩和されたこと。(3)國家の田租收入は、文帝時代と大差なき線で確保され、しかも徵稅基盤は從前に比して安定化したと考えられる。

と指摘された。伊藤氏が景帝の租税輕減を税率の低下ではなく、實體は基準面積の擴大と考えられたのは新見解であるが一五分の一税を三〇分の一税に税率を下げたのならば、土地の面積も二〇〇歩一畝制であらねばならない。「三〇分の一」の三〇に重點をおくならば三〇〇歩一畝制が適當であり、中間を取るならば二五〇歩一畝制の方が實際的である。氏の見解では二四〇歩の由來が説明できない。第二に新たに丈量する場合は概ね増税の場合で、減税の場合は税率の切下るのが普通ではあるまいか。すくなくとも、減税を目標として面積の單位を擴大したという例を私は知らない。また伊藤氏は、未通篇の先帝を景帝と理解したが、これは平中氏が、伊藤氏の説に對し鹽鐵論に使用された二十八の先帝の用例は、未通篇を除いた二十七例はすべて武帝を指しており、また未通篇の文章を注意深く讀めば、武帝に關する議論であり、この先帝も武帝とせねばならない、ことを指摘した。[15] とすれば伊藤氏の説も必ずしも萬全の説とはならない。[16] 次いで平中氏はこの問題に關し、

御史が此の論爭において、上古との比較を試みて、「先帝」すなわち武帝の名を擧げているのは、「先帝」が田制や税法の改定を新たに行なったという程の意味ではなく、「先帝」の時に、百姓を憐愍する趣旨の下に、現にこのような田制・税法が行なわれていたではないかと指摘しているまでのことである。

と斷じ、

「また田を制して、二百四十歩にして一畝とし」という畝制（課税上の地積）も、果して之が武帝の時に始まったのか、或はそれ以前から既に行なわれていたのか、詳しいことは明らかでない。

と結んでいる。いわば、この問題に關して、平中氏は、鹽鐵論に對して不信任案を上呈したのである。

以上簡單ではあるが、諸先學の見解を紹介して妄評を繰返してきた。これでわかるように次第に問題の焦點がせばめられ、議論も深化してきていることは明白な事實である。さてこの議論の方向を巨視的に論ずれば、最初の鹽鐵論をそのまま信用して、二四〇歩制が武帝に始まるという説から、武帝の現狀認定論へ、更に武帝の一部施行論へとかわり、平中氏

によって武帝の時にそうであったに過ぎないとなり、武帝創始説、換言すれば鹽鐵論の信用性―勿論この問題に關してのみのことであるが―が次第に低落していった、ということができる。かく考えると、「二四〇歩一畝制」の問題は、鹽鐵論から離れ、白紙にもどって再檢討すべき時期にきた、といってもよいであろう。

三

まず二四〇歩一畝制成立の時期を檢討するにあたって、地積の單位は原則的に何を基準として定められるか、という問題から考えてみたい。この點に言及されたのは、加藤繁氏で、氏は、

> 臺灣北部の生蕃タイヤル族では畑地の一區劃をアットーと云い、その大きさは一定していないが、大低粟黍稻千把前後の收穫し得る土地であって、現在は一家にて一アットーを所有するものあり、又四・五アットーに及ぶものもあるが、昔は皆一家一アットーを所有していたものである。蓋しタイヤル族が現在の土地に移住して林麓を開墾した時、一家族の開墾した土地を一アットーと謂ったのがその起源である。[17]

と述べている。右の例から、一アットーは必ずしも一定の面積の土地を意味するものでなく、一定の收穫量(粟黍等千束)と、一定の勞働力を投入し得る土地を意味したことが明らかである。更に小川琢治氏によると、

> この十字路が劃定された上で土地を區分して百分田 Centuriae と呼ぶ所の方形の地區とし、各區の一邊の長さは二四〇〇尺なるを常例とし、此の測量の單位として長さ一八尺の大桿 decempeda を用ゐ百二十尺を測り之を actus とす。アクッスは兩牛に曳せて起す畝の長さであるが、又た此の長さを兩邊とした方形の土地面積の單位をもアクッスと呼び、その二つを合せた一二〇×二四〇尺の矩形の地所をユゲルム Jugerum とし、それが一日に耕す工程に當るといふ。ユゲルム二つ合せてヘレディウム Heredium を成し、羅馬の市民にロムルスの賦與した地區はこの面積であったといひ、云云[18]

とあるごとく、ローマの基本的な地積の單位である所謂「ユゲラ」は一日で牛耕出來る面積であり、かつ市民にあたえられたヘレディウムはその二倍であるから、これも勞働面積が基準であることがわかる。なおローマの例は規劃的な土地の配分の際においても、地積單位は勞働力から規定されている例として注目しておく必要がある。

以上二例とも、地積はその土地の收穫量、一家（一人）の勞働力によって規制されたことを示すものであるが、これを更に總括的に述べた例として次の水津氏の說を引用しておきたい。水津氏は、

さらに面積の規則性については、つぎのことも考えられる。一般に耕地單位は大まかに二つにしぼることができる。一つは一日で耕しうる耕地面積であり、もう一つは、一家族が自活し得る耕地面積である。まず第1の單位としては、ローマの Jugerum, ゲルマンの Morgen または Tagwerk, イングランドの acrer 等があげられる。（中略）第2の單位についてみるに、イングランドでは、古くから 30 acrer 卽ち一持分 hide, hiwisk（ドイツの Hufe）たる 120 acrer の 1/4 が、農奴一戶の標準經營規模であった。村域內のあちこちに分散した三〇筆ばかりの耕地片からなる 30 acrer を yard of land（ラテン式には Vigate）とよんだ。[16]

と述べている。すなわち地積單位を決するものは、(1)は一日の勞働量、(2)は一家の支える收穫量を保證する土地、というのが地理學の定說であると見做すことが許されるであろう。

以上はいずれも西洋の例であるが、東洋についても事情は同じであるに相違ない。なんとならば逆說的な史料であるが、唐代で一尺の長さが增加したさい、いままで六尺一步制であったものが、五尺一步制に變り、結局一家の適正規模を示す一頃の面積は、魏晉の五・一二町に對し唐代のそれは、五・五六町であって大略變化がないからである。[17] このことは、農家の適正規模の普遍的な變化がなくては、單位地積の變更が容易に行なわれないことを物語るものである。換言すれば、地積單位の變更を要求するものは、減稅とか增稅とかの政治的要素よりも、適正規模の變更を必要とする農業技術的要素である、というべきである。ではこの前提にたって中國の農業技術の發展をながめてみよう。

古代における中國農業技術を發達させる顯著な要因は鐵製農器具の出現による、(1)手勞働器具の發達　(2)灌漑工事の發達　(3)牛耕の發達、の三點に要約せられる。その中、手勞働農器具の發達は、たしかに耕作面積の增大をもたらすものであるけれども、同時に、其の成果は、耕起が深くなること、且つ除草や刈禾が能率的になることによって、反當生產額が高くなってゆく點にある。從って鐵製手勞働器具の普及は、一家の耕地面積の擴大というよりも、反當收穫高の增大という面に意義があると考えられる。特に中國の農業では—東亞一帶に適用できるが—、「廣い惡田よりも　狹い良田が勝る（齊民要術卷頭雜說）」という性格が強い。それ故、鐵器によって深耕が可能になったことは、面積の擴大にも劣らぬ生產力の上昇を意味するものとして、その價値を低く評價することは出來ないが、鐵製手勞働農器具の出現によって、一割・二割というならば別として、二・四倍の適正規模の擴大は考え難い。この意味で、これ等農器具の發達は、後に述べる如く、二・四倍の補助的役割を遂行したことは事實であるが、これを主要な動機とは出來ない。(2)の灌漑の發達に關しては、事情は逆で、むしろ適正面積の縮少化を伴うものと思われる。というのは、前述の如く、面積の單位を決定する一條件として、「一家がその土地の收穫高によって生活しうる面積」があるとすれば、灌漑による反當收穫高の飛躍的な向上は適正規模の縮少を可能とするからである。然し、牛耕の發達は一家當りの耕地面積の擴大をもたらすことは當然のことであり、天野氏も「牛耕具たる犁の考案によって、農作業が能率化し、耕田面積が廣まるとともに、牛犁の有無による經營規模の不均等をきたし、階級分化のモメントともなる」といわれているが、まさにその通りであろう。[21]

なおこの新畝が牛犁の普及を背景としていることを推察させる理由は、一頃—前述の如く一家の持分であるが—が一〇〇歩×二四〇歩という矩形をなしていることである。矩形をしていることは、長邊にそって牛（馬）耕犁を動かしたことを意味するもので、もし灌漑や鐵製手勞働器具の出現によって新畝ができたと假定するならば、正方形またはそれに近い形を採用しているべきであって、一五〇×一六〇、或は二〇〇×一二〇という、少しでも正方形に近い形をとっていたはずである。かく見れば、新畝の成立は、牛耕犁の發達によるものとして間違はない。

然らば問題は牛耕犁が何時から普及して來たかという事である。以下この點について考えることにしよう。

「物」を、牛が耒をひいて土を耕している形の文字と解して、殷代にすでに牛耕の存在を推測する説や[22]、また周知の論語　雍也第六の、

子謂仲弓曰。犁牛之子。騂而角。雖欲勿用。山川其舍諸。

を論據として、春秋時代に牛耕の事實があったという説もあるが、これに對しては反對説もあるから、しばらくおくとして、犁の使用を示す文獻としては管子の左の文がある。

距國門以外。窮四竟之內。丈夫二犁。童五尺一犁。以爲三日之功。正月。令農始作服于公田。（管子　乘馬第五）

今君躬犁墾田。耕發草土。得其穀矣。（管子　輕重甲第八〇）

管子は一應戰國末（部分的には漢代の著作）であり、乘馬を含む經言の部分は、管子の中でも古い部分といわれているが、これでも前三〇〇年を上らないとされている。[23]

竇犨侍曰。（中略）。夫范・中行氏。不恤庶難。而欲擅晉國。今其子孫將耕於齊。宗廟之犧。爲畎畝之勤。人之化也。何日之有。（國語　晉語）

右の文は、晉の趙簡子に對して、竇犨の語った話であるが、竇犨は大略孔子と同時代の人である。したがってこの文から、晉の國では春秋時代から牛耕が行なわれていた事は明らかであるが、ただこの史料では普及の程度がはっきりしない怨がある。ここで牛の使用と關係の深い「はなわ」についての史料をさがしてみたい。

使五尺豎子引其棬。而牛恣所以之。順也。（呂氏春秋　孟春紀重己）

北海若曰。牛馬四足。是謂天。落馬首。穿牛鼻。是謂人。故曰。無以人滅天。無以故滅命。無以得殉名。（莊子　秋水）

右の史料は戰國末期のものであるが、牛を扱うのに「牛環」を考えつくことは、牛を使用し始めてからの、長い間の經驗

と、多くの人々の智識とが結合されて、始めて考えつくことである。「牛環」が士大夫の本に、而も説明として使用されている以上、牛環は世間一般、衆人周知のことと見なければならない。以上より見て、戰國時代には牛耕が充分普及されていたことは明らかである。

以上は、文獻的に見た場合であるが、考古學的に見ても、一九五〇年に、河南省輝縣固井村區の戰國時代の墓から三個（一號墓より一個、二號墓より二個）の「すきさき」がでているが、これらは大體一七—二二糎位の大きさである。郭寶鈞氏はこの一號墓の犁を評して、「この犁の截面もV字型をなし、現在と同じような形式で木柄にセットされてるものであるが、「へら」がないので（作條犁）、現在の犁に比較して効用に差のある」[29]といわれ、また黃展岳氏は「たとい牛耕であっても溝は甚しくは深くない」[30]といっているが、寫眞を見るかぎりでは、初期のすきとも考えられない。作條犁では可成發達したものである。とすれば作條犁の歷史は更に遡るべく、徐仲舒氏の如く紀元前六世期、春秋時代に起源を求めるのが正しいかも知れない。[31]

もっとも、以上の牛耕犁が春秋戰國の頃にかけて普及したという說に對し、漢書食貨志の趙過代田法に見える「縵田」を、廣畝散播法と解し、この方法が當時一般的な農法であって、[32]漢代—武帝の時まで—において牛耕がどれほど普及されているかわからない、という見解もないわけではない。しかし趙過の代田法は、一つの犁を、二牛三人で使用し、深さ一尺・幅一尺の溝を作る能力を持つことを考えれば、所謂割土用の犁であり、犁鑱の背後には碎土用の床をもつ、有床犁に類するものである。[33]從ってすでに播溝を作るにすぎない作條犁の段階を起えた犁であろう。戰後中國の國土建設の副產物として、漢代の「すきさき」が幾つか發見されたが、いずれも底面が平板であるが、他の二面は突起をなし、これに撥土板—分板・草たば—の類をつけることによって、不完全ながら土壤の反轉を推察させうる性質のものである。[34]卽ち作條犁ではなく耕犁の範疇に入れるべきものである。とすれば、前述の作條犁は當然、戰國時代に普及していたものと見なければなるまい。大局的に見て、作條犁から耕犁へというのが犁の發展のコースである。

所で作條犁から耕犁への發展は、一家の經營面積の擴大を意味するものではなく、逆に適正規模の縮少の可能性もある。したがってこの面からみて、漢代に新畝制に改めねばならぬ必然性はなく、新畝制が牛耕犁を背景にして成立したという以上は、やはりその成立を春秋時代おそくとも戰國時代初期におくべきである。

では作條犁の普及によって適正規模は如何程擴大したであろうか。單に耕起面積の擴大という點では、從來の鐵製手勞働農器具に比較して、おそらく數倍、或は一〇倍の能率を考えても大過あるまい。しかし耕起面積の擴大は、そのまま耕作面積の擴大につながるものではない。假りに耕地面積を五倍に擴大するとすれば、そのためには除草・耙勞・刈禾等、耕起から收穫までのすべての工程において五倍以上の能率化が必要であり、その中の一工程でも二倍の効率に止まるならば、耕地面積は二倍にしか擴大しない道理である。ところで牛耕犁の成立は、器具の變化と、勞力源の變化の二つの變革による効率の上昇であるが、除草・刈禾等は、如何に鐵器が鋭利になっても、前と同樣手勞働に依るものであるから、牛耕犁の場合のように數倍乃至は一〇倍というような効率化は期待できない。おそらく二―三倍というのがせいぜいの所であろう。※

以上、二四〇歩一畝制の成立を農業技術の變革から春秋・戰國の初期に求めてきた。しかし更に考えれば、二四〇歩一畝制は、牛耕犁の普及と共に、民間において漸次慣習化されてきたものではあるが、その「制度化」そのものは政治上の處置であって、ある一定の時期でなくてはならない。すると制度化は春秋戰國時代の內の何時かという問題が新たに登場するが、これは商鞅とみてよいであろう。なんとならば、二・四倍にするような地積の變更は他に及ぼす影響が大きく、單獨に地積のみを變更したと考えるよりも、大改革の一環として、地積の變更を斷行したという方が合理的であるが、春秋末から戰國にかけての大改革となれば、まず指を屈せられるのが商鞅の改革である。

以上、二四〇歩一畝制は商鞅の改革の一つとみて大過ないならば、商鞅は何故「二四〇歩」という半端な數字を採用したのであろうか。この點が先學の勞苦をもってしても、必ずしも充分に說得されえなかった點である。私はこの數字こそ

商鞅改革の特色—それは軍制を基礎にして邑制・田制もこれに準じたと所にある—が生み出した數字である、といいたいのである。以下この點を明らかにするため、商鞅の軍制・邑制・田制を一見することにしたい。

四

商鞅變法の基礎的史料は周知の如く、史記卷六八　商君列傳中の左の文である。

(1)（卒定變法之令）令民爲什伍。而相收司連坐。不告姦者腰斬。告姦者與斬敵首同賞。匿姦者與降敵同罰。民有二男以上不分異者。倍其賦。有軍功者。各以率受上爵。爲私鬬者。各以輕重被刑。大小僇力。本業耕織致粟帛多者復其身。事末利及怠而貧者。擧以爲收孥。宗室非有軍功。論不得爲屬籍。明尊卑爵秩等級。各以差次。名田宅臣妾衣服。以家次。有功者顯榮。無功者雖富所芬華。

(2)作爲築冀闕宮庭於咸陽。秦自雍徙都之。而令民父子兄弟同室內息者爲禁。而集小都鄉邑聚爲縣。置令丞。凡三十一縣。爲田開阡陌封疆。而賦稅平。平斗桶權衡丈尺。

右の文中、(1)の改革は孝公三年、(2)は九年後の孝公一二年の改革である。いわば(1)は商鞅變法の具體的事項、(2)は(1)の成果に基づく仕上げの處置である。

ところで(1)の改革を見ると、一應目標とするところは、邑制の整備と什伍制の確立、犯罪者の相互監視、分家の奬勵による家族の分解、穀物の增産と末業の禁止であり、その成果はすべて爵制によって表示することになっている。それに反して軍制については言及しているところがないから、一見すれば、軍制は彼の變法の中で重要な位置を持たないが如くであるが、「告姦者與斬敵首同賞。匿姦者與降敵同罰」とあって、邑內の治安維持法は、軍制に準じていることがわかる。逆に言えば、軍制を邑制に持込んだわけで、邑制を軍制に一致させ、軍事組織のまま平常生活を行なわせるのが商鞅變法の重要な目標の一つであったに相違ない。また近時しばしば研究の對象となっている爵制も、所詮は軍制を効果あらしめ

るための制度にすぎない。とすれば、第二次改革に登場する田制はしばらく置くとして、邑制・爵制・官制も軍制を軸にしたものである。當時秦は三晉と激しい戦を繰返していた時であるから、彼の目標は富國強兵といっても、強兵に歸納されたのも當然である。

商鞅變法の目標が軍制にあるならば、軍制を明確にすることが商鞅變法理解の第一條件であるが、我々が先秦時代の兵制の史料として利用できるものは、多く山東齊の系統をくむと思われる司馬法系のもので、商鞅の軍制の信頼すべき史料は殆どなく、多少とも商鞅の軍制に類似していると見られるのは前漢末衞宏の作である、漢舊儀の左の一文ぐらいである。

五人爲伍、伍長一人。十人爲什。什長一人。百人爲卒。卒史一人。五百人爲旅。旅師一人。二千五百人爲師。師帥一人。萬二千五百人爲軍。軍將一人。以上卿爲將軍。（漢舊儀卷下）

右の文によれば、五人組、一〇人組、一〇〇人組、五〇〇人組、二五〇〇人組、一二五〇〇人組と、一〇人組と一〇〇人組の間を除けば、すべて五の倍數になっている。すなわちこの軍制は五を基礎數にしていたことが推察できる。この中、五人組・一〇人組は邑制が「什伍」になっている點、また漢書卷四九、鼂錯傳に、

堅甲利刃。長短相雜。遊弩往來。什伍俱前。則匈奴之兵。弗能當也。

とある點から、商鞅の制との關係を見ることもできるが、その上部組織となると、外に傍證となる史料に乏しく信頼もおきがたい。また衞宏は前漢末期の人であるから、商鞅の時代を去ること遠く、その間に漢儒による商鞅歪曲がありとせば、この史料をそのまま商鞅の兵制と判斷することは危險といわねばならない。

ところで、從來から、商鞅の著作といわれるものに商君書があり、特に最後の境内篇は貴重な史料として知られ、「商鞅條上の文にもとずくもの」、「條上の文とはみなしがたいが、商鞅行なう所の法令の殘りの一部」とも解されていたが[29]、殘念ながらきわめて錯簡・脫誤が多く、容易に資料として利用しがたい怨があった。しかし幸にも、故守屋美都雄氏が、

東方學報 京都二七號に、「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」なる雄篇を發表された際に、爵制研究のための基礎作業として、境内篇の文脈を正し、脱誤を補訂し、全文の意味を解明されたので、その成果を拜借して、商鞅の兵制を組立てみたい。

(1)四境之內。丈夫女子。皆有名於上。(生)者著死著削。其有爵者。乞無爵者。以爲庶子。級乞一人。其無役事也。其庶子役其大夫。月六日。其役事也。隨〔軍〕而養之。

(2)軍爵自一級已下至小夫。命曰校徒操出〔士〕。公爵自二級已上至不更。命曰卒。其戰也。五人來〔束〕薄〔簿〕爲伍。一人羽〔死〕而輕〔剄〕其四人。能人得一首則復〔優〕。

(3)五(十)人一屯長。百人一將。

(18)其戰、百・將・屯長不得斬首。得三十三首以上盈論。百・將・屯長賜爵一級。

(4)五百主〔國尉?〕短兵五十人。二五百主。將之主〔大將?〕。短兵百。

(5)(B)國封尉。短兵千人。將。短兵四千人。

(5)(A)千石令。短兵百人。八百之令。短兵八十人。七百令。短兵七十人。六百令。短兵六百〔十〕人。

(5)(C)戰及死〔事〕吏〔剄〕而□短兵。(人)能得一首則優。

(6)能攻城圍邑。斬首八千已上則盈論。野戰。斬首二千則盈論。吏自操及校以上大將。盡賞行間之吏也。(20)

右の文中、軍功ある者は、軍功のない者一人を乞(めしかか)える事ができるという(1)の部分は、重要なものであるが、一應軍の組織そのものとは直接關係がなく、軍の組織に關係するものは(2)―(6)までである。さて「東簿爲伍」とある以上、五人組が最小單位であることは明らかであるが、一〇人組は史料の中に出ていない。しかし什伍の制度の組織は、前述漢舊儀や晁錯の文に徴しても、先秦・漢代の軍隊組織の常例であったろうし、商鞅の邑制に什伍制が施かれているから、一〇人組の存在は當然認められてよい。もし一〇人組＝什組があるならば、五〇〇人組、一〇〇〇人組の存在は、五百主・二五百主

の語から明白であるから商鞅の軍制は後表の如く、左右兩軍對になった整然たる組織を持ったものといわねばなるまい。

さて五〇〇人組の長である五百主と、二・五百主即ち一〇〇〇人組の長とには、各短兵五〇人、一〇〇人が附隨することになっている。守屋氏はこの短兵を護衛兵と解釋しているが、妥當の見解である。その人數は正規に指揮する人數の丁度一割にあたるから、この率でおせば國尉は一〇、〇〇〇人を、大將は四〇、〇〇〇人を指揮することになる。したがってその組織は、大將—國尉—二・五百主—五百主—(將)—屯長—什人組—五人組　ということになり、人數は部隊として四萬、それに五百主以上の高級武官に附屬する短兵は計一六、〇〇〇、總計大將以下五・六〇〇〇人ということになる。

次は千石令以下六百石令のことになるが、この令をみる前に、第二次改革の眼目である商鞅置縣について考える必要がある。商鞅は孝公一二年の改革において、父子兄弟の同居内息する者を禁じ、小聚落を集めて、大縣を築造しているが、この置縣の範圍に關しては、國都咸陽と三晉との國境線の間に設置された、という部分置縣說と[33]、秦の全地域にわたって設置されたとする全面置縣說とに分れている。[34]しかし私は前者の見解に贊意を表したい。小聚落では、敵の攻擊に對して防禦の據點とはなり難く、また積極的に敵地に侵入する際にも、前進基地として不充分である。したがってこれらを集めて大縣を築き、城壁を構築して要塞を作ったのが置縣の内容であろう。當時の縣は軍事的には即要塞である。

守屋氏が、商鞅が全國に三十一縣（史記秦本紀では四十一縣）を置いたと推定した理由は、漢書地理志によると、秦の領地にあたる地域の人口は、約二百五十三萬[35]、したがって三（四）十一縣を作るためには、秦の領地全體を對象としなければならない、と考えられたからである。しかし當時の縣の人口は、漢代の縣の人口に比較すれば、遙かに少なかったと思われる。[36]

古者四海之内。分爲萬國。城雖大無過三百丈者。人雖衆無過三千家者。（戰國策　趙策　惠文王下）

右の文に據ると、一家五人として約一五、〇〇〇人、三一縣ならば、約四五萬人、四一縣として六〇萬人になる。もっとも戰國策には「古者四海之内分爲萬國」と述べているから、商鞅の時の縣は、これよりも大規模になっていた、といい得

るかも知れない。しかし三千家という數は「雖衆」とあって最高限を指したものであり、商鞅は第一回改革以來、二男以下の分家を奬勵してきたから一家の平均人口は五人以下とも計算できるため、大略三一（四一）縣四五（六〇）萬、[17]と抑えて大過あるまい。六〇萬人ならば、置縣の範圍を、咸陽と三晉との國境線の間、と限って不當でない。

ところで軍隊に增員にできる人數を人口の一割と假定すると、新縣の動員數は約六萬、前述の大將配下の部隊兵は四萬、短兵を數えて五萬六千であるから、その人數は大略一致する。從って商鞅の新システムによる軍制は、この新縣を基礎として作られたもので、一縣から千人を供出（短兵を別として）、一つの千人組が同一縣人によって構成され、一〇縣が一組になって國尉の指揮下に入り、四國尉[18]が大將軍に屬する組織であったに相違あるまい。更に推測をすれば、この新縣地域は國家權力の最も強烈に浸透した所で、いわば秦王の直轄地であるから、この新制軍隊は、いわば秦の中央軍とも言うべき性質のものであったろう。卽ち商鞅の新縣設置とは、これを軍制面より見れば中央軍の創設であったのである。

このようにみれば、千石令から六百石令までは、自から明白であろう。彼等は咸陽以西に主として存在する、いまだ縣に編成されていない舊の軍隊である。卽ち秦では縣以外の土地（假に舊城と呼稱する）を四等にわけ一等城は一〇〇〇人、二等城は八〇〇人、三等城は七〇〇人、四等城は六〇〇人の軍隊を供出する義務を負擔させていたのであろう。[19]秦の國內では氏族制度は中原諸國程には發達しておらず、商鞅の成功は、氏族制度の未發達にもよるといわれているが、しかしそれは程度の差であって、國內の氏族を一氣に崩壞さすことは商鞅にとっても危險であったため、重要な地點から順次國家權力の確立をはかり、漸次他の地區に及ぼすつもりでなかったか。彼等氏族は、秦の主權の下に、一氏族が縣を構成し、秦はこれらの氏族に對して、戰時に秦軍に協力して出陣することを求めていたのであろう。（卿大夫（氏族）が國全體の軍に協力する義務のあったことは、增淵龍夫「商鞅變法の一問題」野村博士還曆記念論文集　封建制と資本制　に詳しい）前者を旗本とするならば、これは同盟軍といえるであろう。

以上この節の論を要約すれば、次のように纏められる。

組織	長
5人組 10人組	伍長
50人組 100人組	屯長 將
500人組 1,000人組	五百主 二五百主
10,000組	國尉
40,000	大將

(1)秦の軍制は、秦の旗本と同盟軍よりなっていた。

(2)旗本の人數は、孝公一二年の新置の縣人よりなっていた。同盟軍は舊城縣より供出され、その大きさによって四段階にわかれていた。

(3)旗本軍の構成は上の表の通りである。(表中の一〇〇人組の長を將とするのは氣懸りであるが一應守屋說に從っておきたい。)

五

邑制が兵制を基準にして組織されているならば、當然邑制もまた兵制と大略一致するものでなければならない。ではこの節で、商鞅の邑制がどのようなものであったかを推察してみたい。

彼の邑制の末端が、什伍組織であったことは前引の「令民爲什伍、而相收司連坐」の文によって明らかである。しかしそれ以上の組織については、史記にも、また商君書境內篇にも明記されていない。そこでまず先秦時代の邑制に關する史料をあげてみよう。

(1)方六里。命之曰暴。五暴命之曰部。五部命之曰聚。聚者有市。無市則民乏。五聚命之曰某鄉。四鄉命之曰方。官制也。官成而立邑。五家爲伍。十家而連。五連而暴。五暴而長。命之曰某鄉。四鄉命之曰都。邑制也。(管子　乘馬第五)

(2)令五家爲比。使之相保。五比爲閭。使之相受。四閭爲族。使之相葬。五族爲黨。使之相救。五黨爲州。使之相賙。五州爲鄉。使之相賓。(周禮　地官　大司徒)

(3)遂人掌邦之野。以土地之圖。經田野。造縣鄙。形體之灋。五家爲隣。五隣爲里。四里爲酇。五酇爲鄙。五鄙爲縣。五縣爲遂。(周禮　地官　遂人)

右の文を見ると(1)は五―一〇―五〇―二五〇―一〇〇〇家となり、(2)・(3)の周禮は五―二五―一〇〇―五〇〇―二五〇〇―一二五〇〇家の組織となっている。兩者を商鞅の軍制と比較すると、(1)の方はやや類似しているが、(2)(3)の方は、餘り類似しているとは言い得ない。末端が五―一〇組を構成している以上、上部組織も或る程度一致點の出るのも當然でもあるから。とすれば、管子・周禮の邑制は商鞅の軍制に基づいたものとはなし難い。次に漢代の文獻をみよう。

(1)里有里魁。民有什伍。善惡以告。本注曰。里魁掌一里百家。什主十家。伍主五家。以相檢察。民有善惡事。以告監官。(後漢書志二八　百官志五)

(2)臣又聞。古之制邊縣以備敵。使五家爲伍。伍有長。十長一里。里有假士。四里一連。連有假五百。十連一邑。邑有假侯。皆擇其邑之賢材有護。習地形知民心者。(漢書卷四九　鼂錯傳)

(1)は下部組織しか言及していないので一應論外におくとして、(2)は五―五〇―二〇〇―二〇〇〇家とあって、同じく新地に邑を築くケースでありながら商鞅の軍制とは一致していない。しからば商鞅の邑制は、漢の制度は多くの點で秦の制度を受けているといわれているが、漢代の邑制に影響を及ぼすことがなかったのであろうか。或いはまた彼の邑制は前述の軍制を基準としていなかったのであろうか。

一九五七年第四期の『考古通訊』に、河北省武安縣午汲鎭北方の西古城の廢跡の調査報告が記載され、これにもとづいて五井直弘氏が、午汲古城想像圖をつくられ[40]、更にそれに從って宮崎市定氏が[41]、里の內部まで細かく考察されたので、以下その成果に沿って、當時の邑內の制度を考えてみたい。

宮崎氏はこの午汲鎭の遺跡を漢の鄕・亭の圖と想定され、「南北約三八〇米、東西約その半分一七五米」のブロックを里と解している。それは氏の言の通りであろう。所で問題になるのはその里の內部構造である。氏は、漢代の里には閭門が南北に二つあり、そのため仕切がなければ閭左の決定が不明確である[42]、という考えの下に、(1)里の中間に「仕切」壁がある。(2)この中間の「仕切」に設けられた門が閭である。(3)したがって「閭里中門也」という註釋に對しては、「里中の

門也」と讀むべきではなく「里の中門也」と訓ずべきである、という見解を提出された。

氏の說のうち、(1)について考えるに、中間の「仕切」は何と呼ばれたのであろうか。里を圍む壁は牆・垣と呼ばれ、里中の道が巷、里の出入の門が閭、里の中門が閻とすれば、里の「仕切」も何とか特別の名が殘っていなくてはなるまい。所が仕切の名が何というか史料には全く見られない。したがって私は里中には「仕切」が無かったものと思うのである。里の中に「仕切」がないとすれば(2)も贊成できないであろう。

「閻里中門也」の訓み方は、官崎氏の擧げられた例、すなわち(イ)後漢書卷三〇、班彪傳章懷太子注中の字林 (2)文選卷二、張衡の西京賦「使施閭閻」下の李善注 (3)漢書卷一三、異姓諸侯王表序「閭閻偪於戎狄」下の顏師古注 (4)漢書卷八九、循吏傳序「興于閭閻」の顏師古注に見える閻の注は閭と對になっていて、「閭里門也。閻里中門也。」となっている。もし閭に「里外門也」と注していれば、當然閻は「里の中門也」と讀まなければならないが、「閭里門也」では、閻は「里中の門也」でも差支がなく、「里の中門也」と讀まねばならぬ必然性はない。もっとも段玉裁は「閭閈が里の外門たるに別つなり」と注しているが、これは閻は里の中の門で、閭閈が里と外部とを分っているのとは別のものだ、という意味に解して不都合であるまい。[43]「里の中門」か「里中の門」かは、里の內部の構造から判斷すべきものである。

さて假りに里が一〇〇家乃至五〇家とすれば、里中の道の「巷」に面しているわけであるから、巷が中央に一・二本のみと假定すると、午汲鎭の場合一家の間口が三八〇米の一〇〇分の一乃至は五〇分の一で、三・八米乃至七・六米となり、奧行が一七〇米の二分の一で、全く家としての形をなさない。その上里中に二本以上の道が平行して走っているとすれば（圖(A)）里中に閭が二つ以上並んでいることになり、統治上不都合である。また里の中も二つに分割された恰好になるから、むしろ獨立した二つの里とするに違いない。したがって里中の貫通道路が一本とする以上は、この道路から左右に直角の支路が出ていたとしか考えられない。支路の數は史料からは決定できないが、鄕と里の關係を考慮し、更に里＝一〇〇家とし、その下部の組織が什伍をなしている點よりすれば、圖(B)のように左右に五本づつ出ていると見るより外は

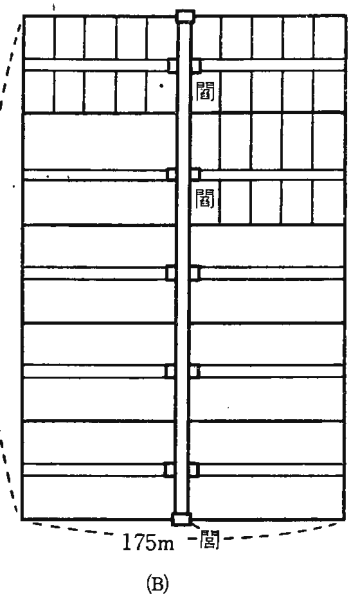

ない。この支路に面して兩側に五家づつの家がならんでおれば、片側で伍、兩側で什、すなわち什伍の制が出來あがる。このように、里の中を一〇個のブロック＝什伍にわけ、その口に木戸を作っておけば里の中は二重に閉鎖され、什伍の不心得者の逃亡や、外部の遁入者を捕えるにも好都合であり、更には外敵が城壁を突破して城内に進入しても、一つ一つの什伍のブロックをシラミツブシに占領しなければ背後から挟撃されることになり、城中が多數の防備據點の集合體となって、防禦上でも甚だ有利である。閭は支路の出た所に作られた木戸であるまいか。[44]

以上のような構造になっているならば、午汲鎭の漢代遺趾は、什伍と里と鄉はおのおの中央の道路をはさんで左右對象であり、その邑制組織は、五・一〇―五〇・一〇〇―五〇〇・一〇〇〇戸となり、全く前節の商鞅の軍制そのままとなる。もっともこの午汲鎭の遺趾は漢代のものであって、商鞅の時代と時間的な距のあるのが難點とも見られるが、宮崎氏も述べているように、[45]「これは恐らく東周時代以後、西漢頃まで引續いた聚落址」であるから、古くからの遺構をそのまま受け繼いできたものであり、商鞅縣城制の遺構を殘したものと考えても誤りではあるまい。いやむしろ、東周時代から引繼いたこの聚落址が、商鞅の兵制とも一致し、後漢應劭の言う「十里一鄉」にもあてはまることは、先秦時代の聚落が、漢のそれと大した變化がなかったことを證明するものであるまいか。[46]ただ兩者の異る點は、漢代の人口增加により、先秦時代に

縣であったものが鄉に、鄉であったものが亭にと、行政單位が低下させられた點であろう。

さて兵制と邑制が完全に一致するとなると、平常五人組を構成するメンバーが戰時にはそのまま「束簿爲伍」して什伍軍を作ったものであろう。平素生活を共にし、戰時には死生を共にする異體同心的な關係を保ってこそ、「一人死せば四人を剄し」また「不告姦者要斬」「匿姦者與降敵同罰」という嚴酷な鐵の綻に耐えることが出來たのであろう。それはさておき邑制との關係を表にすれば次のようになる。

軍制	邑制
5人組 10人組	什伍
50人組 100人組	里
500人組 1,000人組	縣
10,000組	10縣
400,000	40縣

以上邑制について種々推測を重ねてきたが、勿論これは商鞅の邑制の青寫眞であって、實施にあたっては必ずしも、同一制度にはゆかなかったであろう。置縣の場所の重要性の度合によって、大縣・小縣の別が生じるのは自明のことであり、「三里之城、七里之郭」[47]とか「率萬家而城方三里」[48]の語もある。しかしこのような大縣は、恐らく牛汲縣のような邑を幾つか組合して組織したものであろう。また動員人數をみても、一定の部隊を供出するのに、同數の戶數をもってするとも限らない。從って各縣の動員能力に可成りの差が生ずるのも否定できない事實である。しかしこれ等の動員能力に餘裕のある縣は、短兵を負擔した縣と考えられないだろうか。

六

兵制と邑制が完全に一致する建前を持っていたことが明らかになった以上、田制もまた兵制・邑制と一致する建前でありたいことは言を俟たない。本節では商鞅の田制について若干の推察を加えてみたい。

商鞅變法の中、田制にかかわる文言は、例の「廢井田。開阡陌封疆」の一句である。この句については、從來から多くの研究が行われ、種々の見解が發表されている。いわば、田制は爵制と共に、商鞅變法中の花形である。從って變法の研

究中でも、最も種々の見解が發表されているが、これらの諸見解については、かつて守屋美都雄氏が「阡陌制度に關する諸研究について」と題し、各説の長所・問題點を刻明に分析批判されたので、ここに繰返す必要はないと思われる。ただ論述と直接關係ある「阡陌」に限って、これまでの研究を要約すると、大體次のように要約できるであろう。

(1)阡陌とは、田間の道を指し、阡は南北の道、陌は東西の道（またはその逆）である。

(2)阡・陌の千・百は千歩・百歩等という長さを現すものでなく、阡は千畝・陌は百畝（或は五百畝）の田を區切る道である。

(3)「開阡陌」は「決阡陌」の語もある所から、新らしく阡陌を作ったものか(＝新らしい常制の創始か)、或いは阡陌をつぶしたものか（＝舊制度の破壊か）の二説があるが、これは新らしい制度と解すべきである。

等に歸せられるであろう。

しかし開阡陌の語について、守屋美都雄氏の論考が出された後になって、注目すべき見解を提出されたのは宮崎氏[48]である。氏は、

ところで私から見て、從來の諸家から兎角見落されがちだったと思われる重要な點は、阡陌なるものはそれが城門に接續すること、卽ち農民が朝夕往來する道だという點である。史記、龜策列傳、褚先生補に

故牧人民。爲之城郭。內經閭術。外爲阡陌。

とあり、城郭內部の道路が術であり、城郭外の耕地を走る道路が阡陌なのである。言いかえれば、城內の道なる術の延長線上において、城門から以遠の部分が阡陌だということになる。城郭の形は概して方形であり、東西南北の四門を有するのが普通であるから、四つの城門から發して四方に伸る四條の幹線が先ず必要であり、その縱の方が阡、横へのびるが陌（他の説よっては逆）なのであろう。

と、阡陌は城內の道路の延長であり、かつ千歩百歩とか、五百畝・千畝の面積を圍む道とかの、長さ・面積に關係のない

語と解された。

ところで耕地内の幹線が、城内の道路の延長であるとするならば、支線は幹線に對して直角に交るのが常識であるから、田地の區劃は邑内の區劃と同じ形式になっていると解する事ができるであろう。更にいえば阡陌はもともと城内、即ち人の住む所につけられていた道である、と思われる點もある。元來田間に關する文字は、畛畍畦畷疇等、田篇を持つ文字が多いにかかわらず、阡陌だけが「こざと篇」になっている。「こざと篇」はもともとは阜＝丘を意味するものであるが、古代において丘は人のすむ所である。したがって人間の道というのが本來の意味であったものが、何時しか田間の農道を意味するようになったものであるまいか。かく考えてこそ、阡陌は同時に、

至秦則不然。用商鞅之法。改帝王之制除井田。民得賣買。富者田連仟佰。貧者亡立錐之地。（漢書二四　食貨志）

孝公用商君。制轅田。開仟佰。東雄諸侯。（漢書巻二八　地理志）

と仟佰とも用いられる理由が解されるではないか。恐らくは阡陌は、その文字からみて邑内の千戸・百戸を區劃する幹道であったに相違ない。

阡陌が邑内の道から、農道に轉用されたとすれば、それは單に城内からの延長であるとか、兩者共に城内・城外の幹線であるからという關係のみではなしに、城内における區劃の方式と城外の耕地の區劃が同様のものであったとみるのが妥當であろう。[9] 兩者の間に著しい差があるならば、邑内の道から農道に轉化するとは考えられない。阡陌が農道を意味するようになったことから、私は田制と邑制の類似性を推測したいのである。

田制と邑制が同様の企劃で作られたとすれば田制の最小單位の區劃、即ち邑制の什伍にあたる部分は、どのようになっていたであろうか。ここで二四〇歩一畝制が如何にして作られたかという問題に歸るわけであるが、一應あらためて、この區劃を行なう際に如何なる條件が要求されているかを次に纏めておこう。

(1)田制も軍制・邑制と對をなしていなければならない。

(2)軍制・邑制の末端組織は共に五人組、一〇人組をなしている。

(3)商鞅の基礎數は五である。[31]

(4)牛耕犂の發達にともなって適正規模は二―三倍に增大しつつある。

さて以上の條件を念頭に入れて「開阡陌」すなわち商鞅が新らしい田制をひらいたのであるが、この條件を滿たすためには、まず基礎數五にしたがって五〇〇歩四方の地を區劃し、邑內の什伍制の如く中央に道をおき、その幅を二〇歩に定め、[32]その兩側に五家の田を向いあわせてならべた、とみるより外に想定の方法がない。かつこの想定の如くであれば、丁度圖(C)の如くなり、一枚の田―一家の持分―が二四〇歩×一〇〇歩となり、まさに二四〇歩一畝の新畝制がそのまま成立する。そしてこの面積は當時の牛耕の發達により適正面積の二～三倍化の要求を滿足さすものであり、更には一邊が長徑となって牛耕にも便利であり、而も耕地の形は、二・四×一の矩形となり、大略家の形一七×三七とも大略同じ形となる。

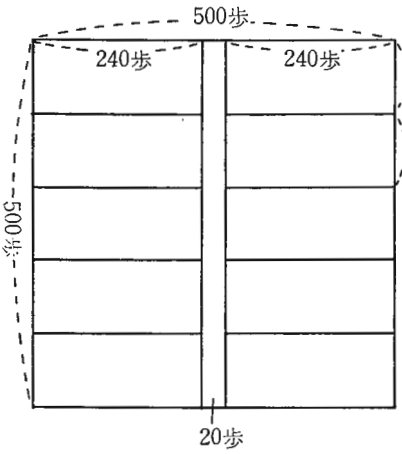

(C)

さて以上のように組織の上で、軍制・邑制・田制が一致するならば、その支配體系も必然的に同樣であって、五人組は、戰場・邑內の生活に強い連帶責任が負されていたのならば、農耕にも同じ連帶責任が負されていた筈で、木村氏の言うごとく、[33]田制の五人組にも長が置れていたかも知れないし、更には「本業耕織致粟帛多者復其身」、「事末利及怠而貧者擧以爲收孥」という語も、個人單位ではなしに、まず五人組を對象にして、一人の稅額が目標に達しない場合は、他の四人で埋合せするという制度が先行していたのでなかろうか。それはともかく、かく推察して來ると、商鞅變法は、軍事・生活・經濟を同一單位において、重層的に組合せ、その中に、

秦の國家權力を貫通せしめんとしたもので、商鞅の縣造りは、その意味において、今日的表現を用うれば、一種の人民公社の建設といえるかも知れない。

七

以上前節までにおいて、私は二四〇歩一畝制が商鞅變法にともなう新制度であることを推測してきた。その點では本論の目的は終ったわけであるが、本節ではこれに附隨する二・三の點を簡單に述べておきたい。

その一は、これらの制度が、創始の時期が喰違っている點である。置縣と開阡陌は、第二回の變法の時であるにかかわらず、邑制のみは第一回の變法から實施されているから、一見すれば、兵制・邑制・田制の所謂三位一體論は成立しないようである。しかし第一回の變法と第二回の變法とは決して無關係なものではなく、第二回の變法は目標であり、第一回はそのための準備、或はスタートと考えればよい。[84] そうすればこの三位一體の形式は完成した形式を示すもので、實施にあたっては、抵抗の少ないものから實行に移したものであろう。邑制＝什伍組の結成は、たとい聚落をそのままにしておいても出來ることであって、兵制・田制に比較して、最も容易なものである。

その二は從來から問題になっている「開阡陌」と「決裂阡陌」の問題である。前述の如く二四〇歩一畝制は新縣設置とともに本格化されたものであるが、新縣は何も未開の土地に新らしく縣を設置したものではなく、新縣を作るためにあつめられた幾つかの小聚落のうち最も條件のよい所を擴大整理して設置されたものであろう。[85] さすればそこには、舊畝の耕地があったことになるが、商鞅が新畝制を作るためにこれらの古い田の農道＝阡陌を破壞して、新らしい區劃を作ったのであるが、決裂とはこの舊畝の阡陌を意味するものであろう。「決裂阡陌」の場合は、

蔡澤曰……調輕重。決裂阡陌。敎民耕戰。（戰國策　秦策　昭襄王）

平權衡。正度量。調輕重。決裂阡陌。以靜生民之業。而一其俗。（史記卷七九　蔡澤傳）

とある如くに、度量衡の改定と結びつけて論じられている點に注目すれば、「決裂阡陌」も單に阡陌を「つぶしっぱなし」にしたというのでなくて、「阡陌をつぶし、新しく改定した」という意味が藏されているのではあるまいか。おそく戰國時代には、強國秦の基礎をきづいた改革者として高い評價が與えられていたのであろう。宮崎氏も述べた如く、[16] かれが漢儒の手により土地所有の不均等の原因を作った元兇として評されるに至って「廢井田、開阡陌」に變ったとするならば、「決裂阡陌」と「開阡陌」は事實の相違を意味するものでなく、評價の相違を意味しているにすぎない。

その三は、その後二四〇歩一畝制はどの程度に實行されたかという問題である。というのは何回も繰返したごとく、地積の單位を決するものは、一家の勞働力であり、また一家を支え得る收穫量をもつ土地卽ち適正規模であり、商鞅の改革は、牛耕犂の發達を前提とするならば、理窟の上からは、二四〇歩一畝制が全國にくまなく行きわたるには、牛耕犂が全國にくまなくゆきわたることを前提としなければならない。しかしこれは到底考えられない事である。また適正規模が地積決定の要件であるならば、灌漑のある所と無い所、人口の多い所少い所、或は手勞働の營む所と牛耕の所等によって多くの差等があって當然であって、その事情は、濱口氏[17]が故藤田元春氏の說明として「一百步一畝制とか二百四十步一畝制とか言っても、土地の肥瘠、栽培の適種如何、都市及び農家聚落からの遠近その他色々の條件によって、現實にはそれより小さい一畝もあれば大きい一畝もある。そしてそれがみな一畝として通用するのである」、と述べられた通りである。天野氏は同一時期において、地積の差が如何に多いかと、畝の例を一〇八例もあげられ、また江蘇省無錫縣だけでも大小一七三種の畝のあることを述べていられる。[18] このことはいわば、一度決定された田畑の地積は、それを變革せしめる技術上・經濟上の餘程の變化がないかぎり、容易に變更するものではないことを物語るものである。換言すれば地積の多角化こそ、その國の文化の古さ、歷史の古さを表明するものともいえるであろう。商鞅の二四〇歩一畝制もその例外ではなく、その後長く公定地積として用いられても、現實には大小幾多の地積が併存していたことは否定できない。しかしそれは國家として好ましい狀態ではない以上、商鞅以後においても「二四〇歩一畝制を採用すべし」という敕令が出されても不思

議ではなく、秦の昭王の時、或いは始皇帝の時、漢の高祖の時、景帝・武帝の時にも繰返して頒布されたと言っても否定は出來ない。しかし假令頒布されたとしてもこれ等の敕令は、新らしい制度の創始でなく、現狀の單なる確認であって、他の凡百の詔令と同じく一々史記・漢書に記載されなければならないという性質のものでない。從って假りに武帝の時に新畝制を確認するための詔令が出たとしても、漢書にその記載がなく、一方武帝の善政を取立てねばならなかった大夫側が、この詔令を楯にとって武帝の仁政、いや自己の善政を主張しても怪しむにあたらないであろう。かく考えれば鹽鐵論と漢書との矛盾も解決するのではあるまいか。要するに新畝制施行の詔令は商鞅以後も何度か出されたが、必ずしも徹底しなかったというのが私の推定である。經濟的要因によって生れ出た經濟的制度は、その要因の發展によって發展し、その要因の消滅によってのみ、改廢されるのであって、一片の詔令のよく左右し得る所ではない。

以上私は二四〇歩一畝制の起原を求め、併せて商鞅改革の一側面を追求してきた。論文中多くの先學の成果を利用させていただき、ここであらためて謝意を表しておきたい。商鞅の改革といえば井田との關係、後世への影響、更にはまた軍功によって生ずる變化と青寫眞とのひずみ—これは同時に爵制の問題とも言える—等多くの言及すべき重要な問題が殘されているが、この點については稿を改めて見解を述べてみたい。問題の關係上史料に乏しく臆測に重ねるに臆測をもってした所も多いが、先學の御教正をたまわれば幸甚の至である。

註

① 漢代の農書として有名な氾勝之書は一畝の長さが「一八丈、廣四丈八尺」となっているが、これは新畝制にあたる。氾勝之が新畝制を採用したのは、彼が官僚であったからであろう。

② 拙稿「漢代田租査定法管見」（滋賀大學紀要一七號）。

③ 許愼は商鞅の改變とは言っていないが、段玉裁は、「秦孝公之制也。商鞅開阡陌封疆。則鄧展曰古百步爲畮。漢時二百四十畝爲畮。按漢因秦制也」と記している。

④ 木村正雄「開阡陌について」（史潮一二卷二號）。

⑤ 加藤繁「支那古田制の研究」（『支那經濟史考證』上卷所收五三三頁）。

⑥ 適正規模の規定義は種々あり、一家の勞働力を完全に消費させうる面積、という見解が有力である。しかし本文では漠然と「適當な面積」と解しておくことにする。

⑦ 加藤繁　前揭論文（『支那經濟史考證』上卷五四四頁）。

⑧ 宇都宮清吉「僮約研究」附注（『漢代社會經濟史』所收三七二頁）。

⑨ 漢書卷二四上　食貨志上。

⑩ 濱口重國「中國史上の古代社會問題に關する覺書」（『唐王朝の賤人制度』所收五六三頁）。

⑪ 例えば、後漢光武帝の建武一五年に「詔下州郡檢覈墾田頃畝。及戶口年紀」とあり、翌一六年九月には、「河南尹張伋及諸郡守十餘人。坐度田不實。皆獄死」とその結末が記されている。この度田は餘りにも早く完成しているので、本當に丈量したのではなく、單なる帳簿上の是正ではないかとも疑われるが、一個の事業として記載されている。武帝の時天下を丈量したのならばその記載があるべきではなかろうか。

⑫ 濱口氏の批判については、天野元之助「中國古代史家の諸說を評す」（歷史學研究一八〇號）參照。

⑬ 天野元之助「中國畝制考」（東亞經濟研究復刊第三號）

⑭ 伊藤德男「二四〇步一畝制施行の意義」（東北大學教養部「文化紀要」第四集）その後伊藤氏は、「二四〇步一畝制の起源」（集刊東洋學第二集）において、二四〇步は昭王晚年に採用され、開墾地に最初適用したものとされた。

⑮⑯ 平中苓次『中國古代の田制と稅法』第六章「漢代の田租と災害による其の減免」第十二節「畝收と畝制」一五九頁。

⑰ 加藤繁　前揭書、五五四頁。

⑱ 小川琢治『支那歷史地理研究續集』附載「井田と阡陌」第二節「羅馬人の都邑及び田野區劃法」同書四六五頁。

⑲ 水津一朗『スカンディナヴィアの尺度綜考」（人文地理九卷五號）。

⑳ 西山武一・熊代幸雄譯「齊民要術」上、西山氏解說の部。

㉑ 天野元之助　前揭論文。

㉒ 例えば、王國維「釋物」（『觀堂集林』六所收）。なお牛耕の普及のことについては天野元之助『中國農業史研究』第三篇、農具篇の第二章「スキの發達」及び同氏「春秋・戰國時代の農業とその社會構造—華北農業の展開過程—」㈠㈡（松山商大論叢、七卷三號・四號）による所が多かった。深謝の意を表する次第である。

㉓ 武內義雄『諸子概說』雜家一九六頁。

㉔ 中國科學院考古研究所『輝縣發掘報告』八二頁。

㉕ 黃展岳「近年出土的戰國兩漢鐵器」（考古學報　一九五七年第三期）。

㉖ 徐仲舒「古代狩獵圖象考」（慶祝蔡元培先生六十五歲論文集下）。氏は國差鑵の耳飾に鼻環が四個みられ、國差とは左傳成公一八年（前五三七年）に殺された齊の正卿の國在にあたるから、鼻環は前六世紀の初期齊の國で使用されていたが、この器は鼻環のある耳飾の最も古いものであり、これと同時代或いはやや新らしいと思われる新鄭出土の遺物には、鼻環の耳飾はみられないから齊以外の地方ではまだ使用されていなかったものとみている。しかし齊地方に「はなわ」がおこなわれていたとみるならば、牛耕の始りはそれ以前ということになるであろう。

㉗ 西嶋定生『中國經濟史研究』第一部「中國古代農業の展開過程」第三章「代田法の新解釋」の補論一。

㉘ 趙過の犁については、拙稿「趙過の代田法―特に犁の性格を中心として―」（史泉一七・一八合刊號）を參照されたい。

㉙ 戰後出現した漢代の「すきさき」については、天野元之助氏の前揭書（七四〇―七五六頁）に、多數の寫眞と圖版がのせられている。

㉚ 北魏の例であるが、

其制有司課畿內之民。使無牛家以人牛力相貿。墾殖鋤耨。其有牛家與無牛家。一人種田二十畝。償以私鋤功七畝。如是爲差。至與小老牛家。種田七畝。小老者償以鋤功二畝。皆以五口下貧爲率。（魏書卷四　世祖紀）

この文によれば、二二畝を耕種してもらえばその代償として七畝を除草する義務があり、また小老の家は七畝耕種してもらえば、二畝除草することになっている。所謂「ゆひ」の制度であるが、「ゆひ」の精神は、對等の報償をするのが原則であるから、牛耕二二畝に要する勞力と除草七畝のそれとは同等の筈で、恐らく共に一日の仕事の量をいったものである。これをみても除草の能率（面積）は牛耕のそれに比して、遙かに劣ることがわかる。戰國の頃においてもその比率は大差のないものと思われる。

㉛ 商君書の史料的價値に關する、從來の研究については、守屋氏の前揭論文に詳しい紹介がある。

㉜ 本文は守屋氏の改訂に從ったもので、傍線の右側の文字は守屋氏の新らしい讀法である。頭初の番號は守屋氏の配列番號。從って守屋氏は、18「其戰云々」はずっと後部の文とされたわけであるが、私は此の場所（原文通り）に置く方が適當と考える。また⑤は守屋氏は5A・5B・5Cの順序（則ち原文通り）とみられたが、私はAとBの順序を振替えた方が妥當と思ってこの如くならべた。なお全體として文章の配列順序、文の切り方に、多少の意見の差があるが、これは本論と直接關係がないので、別の機會に讓ることにする。

㉝ 西嶋定生『中國古代帝國の形成と構造』第五章「二十等爵の形成」第三節「郡縣制の成立と二十等爵制」五四六頁。

㉞ 守屋美都雄「開阡陌の一解釋」（中國古代史研究會編『中國古代の社會と文化』所收）。

㉟ 守屋美都雄前揭論文。氏は當時の秦の領地と考え得る土地は漢代の京兆尹・右扶風左馮翊位である。この地の人口は漢代でも二五三萬餘、戶數六四萬七一八〇である。商鞅の時の人口は遙かに少なかった筈であるから、三一縣（戶數一縣一萬戶として）は秦の全體の地でなければならないという。

㊱ 西嶋氏は前揭論文において、守屋氏の計算から、人口の多い長安・長陵・茂陵の三縣の人口を除くと一縣平均戶數八・四三〇戶、口數三二・一一九口となるが、これは秦漢二代の經營を經た後のことであるから、それより三百數十年以前の商鞅の時は更に少數で、大縣といっても一縣の戶數は更に少數で二、三千戶とすら考えられる、との見解を表している。妥當な見解であろう。

㊲ 孝公十三年の置縣の數は、六國表・商鞅傳では三一縣となっているが、秦本紀では四一縣になっている。宮崎氏も言う如く（東洋學報四八卷「東洋的古代」）、當時四は卌と書いていたから卅と書き違いやすく（逆に卅を卌とする可能性は少ない）、四

一縣が正しいのでないかと思う。或いは、六國表には「初置三十一縣令」とあり商鞅傳には「凡三十一縣」とあるに對し、秦本紀には單に、「并諸小鄉聚。集爲大縣。縣一令。四十一縣。爲田開阡陌」となっているから、この時までに設置しておいた縣も、同時に改めて再編成をしたのかも知れない。

㊳ 境內篇の後文に「四尉」という語がでており、守屋氏はこれを意味不明とされているが、これは四國尉のことであろう。國尉の上が大將であるから、四尉軍は四將のことであろう。或いは漢代に左・右・前・後の四將軍があるが、その先驅かも知れない。

㊴ 前述の如く、千石令には一〇〇人の、八百令には八〇人、七百石令には七〇人、六百石令には六〇人の短兵が附せられている。短兵の數は部下の數の一割という前の規定からすれば、本文の如き人數になる。彼等の短兵は秦の中央から派遣されたもので、表面は護衞兵であっても、內實は彼等の逃亡に備えて、長を取圍んで軍監的性格を持っていたのではなかろうか。

㊵ 五井直弘「漢代の豪族」（筑摩書房『世界の歷史』第三所收）

㊶ 宮崎市定「漢代の里制と唐代の坊制」（東洋史研究 二一卷三號）

㊷ 池田雄一氏は閭左の左には邪道・不正の意味があるので、閭左とは徵發された權門・豪家に附着する輕俠無賴の類を指したのではないかとされた（「前漢時代における徙邊民について（白山史學一二）」）。一見解と思われるが、やはり「閭左の戍」とは國家總動員を意味するものであろう。

㊸ 閭を「里中の門」の如く漠然とした讀方をするより「里の中門」という方がはっきりしているといわれるが（宮崎氏前揭論文）、門が澤山あっても、一種類であれば、「里中の門」でも意味は明白と思う。

㊹ このように解すれば、閭左と閭右がはっきりしないようであるが、それは中央道路から閭に入る場合を基準にするとか、或いはその逆にするとかの規定があったものと思う。もっとも宮崎氏は、『春秋繁露』求雨の項を引用して漢代では里に南北二門あったと解せられるが、私は商鞅（始皇帝の時でも）の時には、閭門は中央通りから入る門だけではなかったかと思う。というのは、兩方に門を設けるよりも一門の方がはるかに統治上、防禦上、或いは犯人の探索の點から遙かに都合がよい。秦の嚴格な法治主義から見て門が一つとみる方が合理的と思う。

㊺ 宮崎市定 前揭論文。

㊻ 漢代の鄉・里には勿論、先秦時代から引續いたものと、漢代において新たに成立したものと二種考えられる。前者は午汲鎭のように城壁で圍まれているが、平和の續いた漢代に作られた鄉、里は軍事上の要地は別として、むしろ城壁に圍まれない自然聚落のような形をしていたのではあるまいか。

㊼ 『孟子』公孫丑下。

㊽ 『墨子』雜守七一。

㊾ 宮崎市定「東洋的古代」（東洋學報四八卷二・三號）

㊿ 阡陌が農道に轉用されても、最初は大道を指し、阡陌に直角の小道は別の名が附せられていたが、のち農道全體を指すようになったものであろう。

(51) 商鞅の軍制は前表の如くであるが、部隊の單位（分隊・小隊・

中隊というような意味）としては五人（分隊）―五〇（小隊）―五〇〇（中隊）となっており、これか二組づつになっていたものであろう。したがって彼の兵制は五を基準にしたといい得る。

(52) 農道として二〇歩の廣さは大きすぎるようにも見られるが、この道は單に人や車が通過するというだけのものではなく、處理場としての性格を考えれば必ずしも廣すぎるとは思われない。

(53) 木村氏前掲論文。

(54) 西嶋氏も縣は第二回目の改革で、急に作られたものでなく、以前から準備されつつあったものと考えている（同氏　前掲(33)論文）。

(55) 二四〇歩一畝制にすれば、その要する耕地は非常に廣大となり、大縣ではその周圍のみでは供給不可能となる。從って場合によってはもとの小聚落の耕地を使用しなければならないが、その時は耕地との距離ができるため、「働き小屋」を必要とする。漢儒の「廬舍」はもとはこのような小屋から思いついたものであろうか。

(56) 宮崎市定(49)の論文。

(57) 濱口重國　前掲書・同頁。

(58) 天野元之助「中國畝制考」（東亞經濟研究復刊第三號）。

〔附記〕本論文は昭和四十二年度文部省科學研究費の助成金による研究成果の一部である。

良家子雜感

私は少し前から、「漢代の軍隊には士官ともいうべき士と、兵卒にあたる卒とがあり、士と卒とは原則として、出身が違っている筈である」という假說を出したことがある（「漢代徭役日數に關する一試論」東方學報　京都二七）。軍隊の身分といえば、それに關聯して「良家子」なる語がある。良家（子）の解釋として一般に用いられているのは、清の周壽昌の說で、所謂「七科謫に係わらないもの」と考えられていた。七科謫とは、(1)吏の罪ある者、(2)亡命者、(3)債務奴隸、(4)商人、(5)過去に商人であったもの、(6)父母が商人であったもの、(7)祖父母が商人であった者である。彼の說は、(5)(6)(7)が重複しているようで、多少疑問があるが、その是非は他日に讓るとして、この條件では實際上、極貧者と商人のほかは一般庶民でも、大半は良家（子）に合格すると思われる。

さて良家子の用例を見れば、片倉穰氏も述べているように（「漢唐間における良家の一解釋」史林二二四號）、(1)後宮に宮人を採擇する場合、(2)趙充國・甘延壽などに見える宮廷に近侍する武官の採用、(3)太子に近從して宿衛を掌る舍人の選定等、いずれも宮中と關係がある場合である。「宮中との關係」という事を前提とすれば、七科謫にかかわる家は論外で、ごく普通の農家でも不充分であ